電気通信大学特任教員に関する規程

平成22年 4月 1日 改正 平成27年 3月26日 令和 2年12月14日

(趣旨)

- 第1条 この規程は、電気通信大学に置く特任教員の取扱いについて定めるものとする。 (特任教員の定義)
- 第2条 特任教員とは特任教授、特任准教授及び特任助教をいい、高度の専門的な知識・ 経験または優れた識見を有する者を活用して行うことが特に必要と認められる次に掲げ るいずれかに従事するものをいう。
 - イ 外部資金若しくは競争的資金による経費(本学に経理を委任された経費に限る)に より実施する事業
 - ロ 本学が規則等を定めて行う特定の事業
 - ハ その他学長が特に必要と認めた事業

(選考)

- 第3条 特任教員の選考は、学術院教授会(学長裁量分を活用して行う選考については教育研究評議会又は役員会)の議を経て、学長が行う。
- 2 前項の選考については、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の選考に関する規程を準用する。

(就業規則の適用)

- 第4条 年俸制を適用する特任教員については、国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則を適用する。
- 2 年俸制の適用を受けない特任教員については、国立大学法人電気通信大学非常勤職員 就業規則を適用する。

(給与の取扱い)

第5条 前条第2項に該当する特任教員の本給について月給により支給する場合は、その者を特定任期付職員として採用した場合に受けることとなる本給の月額を基礎として、その者の1週間の所定勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額の範囲内の額とする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附目

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附相

この規程は、令和3年1月1日から施行する。